

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年6月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2500687 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第 2600005 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年*月から昭和 60 年 3 月まで

請求期間当時、私は大学生で住民票は A 市にあった。20 歳になった昭和 57 年*月頃に、母が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。請求期間の国民年金保険料も母が納付してくれたと思うが、保険料納付記録がないので、調査の上、保険料納付済の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において大学生であった旨陳述しているところ、当時 20 歳以上 60 歳未満の大学生(夜間制、通信制を除く。)については、住所地の市町村長を経由して都道府県知事に国民年金に加入する申出(以下「任意加入手続」という。)を行うことにより、当該申出日に被保険者資格を取得するものとされており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、任意加入手続を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があることから、請求期間当時に A 市において国民年金の加入手続を行った者の氏名等が記載されている国民年金手帳記号番号払出管理簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月時点で請求者が加入していた厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号において、請求者が平成 12 年 5 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得したことは確認できるが、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の任意加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、請求者の母親は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

加えて、A市は、請求者の同市における国民年金の記録を確認できる資料はない旨回答しているほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600031号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2600006号

第1 結論

昭和61年*月*日から昭和62年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年*月*日から昭和62年4月1日まで

私が20歳か21歳の時に母が国民年金の加入手続をA市役所で行ってくれた。その時に役所の職員から最初の一年くらい未納があると言われ、母がまとめて1回で国民年金保険料を支払い、その後は毎月保険料を支払ってくれていた。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A市から提出された請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号「*」は、昭和62年10月7日に払い出されており、この時点において請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認でき、オンライン記録によると、同年12月21日に過年度分の納付書の作成履歴が確認できる。

一方、A市は、平成20年7月8日に請求者の父母が年金相談のため来庁した際の対応事跡として、請求者に係る国民年金加入時に1回で7万円ほどの国民年金保険料を支払った直後に、再度保険料の請求書が届いたとの話があり、その当時は、現年度分は市役所で納付書を発行していたが、過年度分は社会保険事務所から納付書が届くようになっていた旨を説明した記録が国民年金システムに登録されていると回答していることから、請求者の母親がまとめて保険料を納付した後、請求期間に係る納付書が送付されたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、請求期間直後の昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料は同年12月31日にまとめて支払われた記録になっており、当該保険料の合計額は6万6,600円であるため上記のA市における対応事跡において請求者に係る国民年金加入時に1回で支払ったとする金額とおおむね一致している。

さらに、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿の保険料納付記録はオンライン記録と一致している。

請求内容を踏まえ、上記のことを合わせ考えると、母親がまとめて納付したのは、上記加入

手続時点において現年度分にあたる昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料であることがうかがえ、請求期間に係る保険料を納付していたと推認することはできない。

また、請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者自身は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に関与していないことから当時の状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。